

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省国土政策局地方振興課）

制 度 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税 目	所得税・法人税										
要 望 の 内 容	<p>半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置 普通償却額の 32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%）の適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業                  (1) 対象                  ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500 万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等                  (1) 対象                  ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合</p> <p>(関係条文)                  ・半島振興法第 9 条の 2、第 16 条                  ・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27                  ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p>			資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上								
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲300 百万円の内数) ( - 百万円)								

新設・拡充又は延長を必要とする	<p>(1) 政策目的</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>半島地域においては、地理的条件不利性により若年層を中心とした人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保、地域住民の所得水準の向上等を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。</p> <p>このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域で重要な位置を占める製造業や、雇用の確保について有効な手段である情報サービス業等について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要がある。また、半島地域の恵まれた農林水産物、観光資源等を有効に活用した産業を創出する内発的な取組や、全国や半島地域を除く地方圏と比べ高い比率にある、こうした取組を担う小規模事業者について支援する必要がある。</p> <p>これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。</p>														
	今回の要望に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td>政策体系における政策目的の位置付け</td> <td>           政策目標 7 都市再生・地域再生の推進            施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する            業績指標 95 半島地域における社会増減率に係る5ヶ年平均との比         </td> </tr> <tr> <td>政策の達成目標</td> <td>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</td> </tr> <tr> <td>租税特別措置の適用又は延長期間</td> <td>2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</td> </tr> <tr> <td>政策目標の達成状況</td> <td>平成29年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、1.02となっている。</td> </tr> <tr> <td>要望の措置の適用見込み</td> <td>           平成30年度 156件            平成31年度 153件            平成32年度 148件            ※平成30年度に関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込み値。         </td> </tr> <tr> <td>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</td> <td>本制度を毎年活用して最新の設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。</td> </tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 95 半島地域における社会増減率に係る5ヶ年平均との比	政策の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)	同上の期間中の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)	政策目標の達成状況	平成29年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、1.02となっている。	要望の措置の適用見込み	平成30年度 156件 平成31年度 153件 平成32年度 148件 ※平成30年度に関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込み値。	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)
政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 95 半島地域における社会増減率に係る5ヶ年平均との比														
政策の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)														
租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)														
同上の期間中の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)														
政策目標の達成状況	平成29年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、1.02となっている。														
要望の措置の適用見込み	平成30年度 156件 平成31年度 153件 平成32年度 148件 ※平成30年度に関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込み値。														
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度を毎年活用して最新の設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。														

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>地方税の不均一課税に伴う措置（減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興法第17条</li> <li>・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>① 半島振興広域連携促進事業 平成31年度予算 概算要求額 103百万円</p> <p>② 都市・地域づくり推進調査費 平成31年度予算 概算要求額 10百万円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、半島振興法の法目的である「同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資する」ことに寄与するものと考えられる。</p>
要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成 27 年度： 44 件 減収額 74 百万円          平成 28 年度： 65 件( 89 件) 減収額 131 百万円(101 百万円)          平成 29 年度： 143 件(114 件) 減収額 193 百万円(129 百万円)</p> <p>(出典：平成 27、28 年度の適用件数及び減収額は財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 196 回国会提出)」の数値及び掲載されている適用総額をもとに算出。平成 29 年度は関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出)</p> <p>前回要望時の適用見込み及び減収額については、括弧内のとおりである。</p>						
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却</p> <p>・租税特別措置法第 45 条、第 68 条の 27</p> <table border="1" data-bbox="558 627 1197 739"> <tr> <td></td> <td>適用件数</td> <td>適用総額</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度：</td> <td>65 件</td> <td>559,238 千円</td> </tr> </table> <p>(出典：適用件数及び減収額は財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 196 回国会提出)」の数値及び掲載されている適用総額をもとに算出)</p>		適用件数	適用総額	平成 28 年度：	65 件	559,238 千円
	適用件数	適用総額					
平成 28 年度：	65 件	559,238 千円					
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本制度を毎年活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。</p>						
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>半島地域における社会増減率に係る過去 5 ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。(ただし、過去 5 ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超)(毎年度)</p>						
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>半島地域における人口の動向については、本事業による雇用促進効果等により、20 代後半から 30 代の子育て世帯や 50 代から 70 代前半の年齢層の転入が増加しており、人口流出に一定の歯止め効果が生じているが、進学・就職による 10 代後半から 20 代前半の世代の転出が依然として著しく、全体として社会減となっている。</p>						
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 61 年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超)          昭和 63 年度 適用期限の 2 年延長          平成 2 年度 適用期限の 2 年延長          平成 4 年度 適用期間の 2 年延長(1,900 万円超)          平成 6 年度 適用期間の 1 年延長          (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)          平成 7 年度 適用期限の 2 年延長          平成 9 年度 適用期限の 2 年延長(2,300 万円超)          平成 10 年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)          平成 11 年度 適用期限の 2 年延長(機械等 12/100 建物等 6/100)          平成 13 年度 適用期限の 2 年延長(機械等 12/100→11/100)          平成 15 年度 適用期限の 2 年延長(2,500 万円超)          平成 17 年度 適用期限の 2 年延長(機械等 11/100→10/100)          旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等 7/100)          平成 19 年度 適用期限の 2 年延長</p>						

	(旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超)
平成21年度	適用期間の2年延長
平成23年度	適用期限の2年延長
	旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
平成25年度	割増償却へ改組
	旅館業、情報サービス業等の追加
	取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上)
平成27年度	適用期限の2年延長
平成29年度	適用期限の2年延長